

「中間とりまとめ」と「提言(案)」との比較

項目	中間とりまとめ	提言(案)
<p>公安委員会及び 警察本部長の 実施機関入り</p>	<p>(抜粋)</p> <p>3 改正の方向</p> <p>(1)の個人情報の取扱原則に係る例外規定の範囲、(2)の公共の安全等に関する非開示情報の見直し、(3)の適用除外規定の整備については、警察事務の全国的斉一性の観点から、全国的な条例改正の動向も踏まえ、引き続き検討する。</p> <p>《検討委員会(16.7.29)での意見》</p> <p>例外規定の中で実施機関の裁量の範囲を限定する、あるいは恣意的運用をなくす考え方が必要である。全国的斉一性ということで横並びにするのであれば、公開度の高い方に合わせていくべきであり、不都合がなければ、宮城県や長野県のやり方に賛成である。</p> <p>県警等も個人情報の取扱いに注意するという意味で、実施機関に加えるのは賛成であるが、例外規定の範囲については、本来行うべき警察業務に支障が出ないような形で規定することが必要である。</p>	<p>P.1～9のとおり全面修正</p>

「中間とりまとめ」と「提言（案）」との比較

項目	中間とりまとめ	提言（案）
裁量的開示	<p>(2) 裁量的開示 開示請求対象の個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個別具体的な事情によっては、開示することの利益が非開示とする利益に優越すると認められるケース（例：学校でのいじめ事件における生徒からの相談に関する文書について、被害者の親から開示請求があった場合）があることは否定できないため、個人の権利利益を保護するため特に必要と認められる場合は、実施機関の裁量的な判断により開示できるとする規定を設けることが適当である。</p> <p>なお、開示される非開示情報に第三者の情報が含まれている場合には、第三者の権利救済を図るため、意見照会を義務化し、執行停止等の申立てができるよう配慮する必要がある。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《検討委員会（16.7.29）での意見》 裁量的開示は、担当者によって開示の範囲に差がある可能性があり、実施機関の判断の正当性を担保する必要がある。 第三者への意見照会や審議会での審査という担保もあるが、裁量的開示が認められる典型的な場合を前もってある程度絞っておくべきである。</p> </div>	<p>P. 16 (2) 裁量的開示 開示請求対象の個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個別具体的な事情によっては、開示することの利益が非開示とする利益に優越すると認められるケース（例：学校でのいじめ事件における生徒からの相談に関する文書について、被害者の親から開示請求があった場合）があることは否定できないため、個人の権利利益を保護するため特に必要と認められる場合は、実施機関の裁量的な判断により開示できるとする規定を設けることが適当である。</p> <p><u>ただし、裁量的開示の規定を設けるとしても、実施機関による無制限の裁量を認めるべきではなく、比較衡量の結果、「非開示情報の趣旨に反しても、なお個人の権利利益を保護するため特段の必要性があると認められる場合」のみ開示することができるものであり、決して恣意的な裁量となされるべきものではない。</u></p> <p>なお、<u>第三者の情報が含まれている非開示情報を開示する場合には、第三者の権利救済を図るため、意見照会を義務化し、執行停止等の申立てができるよう配慮する必要がある。</u></p> <p style="text-align: right;">（下線部分が修正箇所）</p>

「中間とりまとめ」と「提言（案）」との比較

項 目	中間とりまとめ	提言（案）
議員への罰則適用	<p>なお、条例第 13 条の「職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」という「職員の義務」は、知事、議会の議員、行政委員会の委員、監査委員及び公営企業管理者のほか、実施機関の職務上の指揮監督権に服するすべての職員、実施機関の附属機関（法律又は条例で定める審査会、審議会等）の委員にも適用されるため、職員に対する罰則規定については、<u>原則として、これらの職員について適用するものとする。</u></p> <p><u>ただし、議会の議員については、罰則規定を適用しない方向で検討している県もあることから、他都道府県の改正内容や議会自身の意見も踏まえた上で、慎重に検討することが適当である。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>《検討委員会（16.7.29）での意見》 議員の問題については、各県でさまざまな規定があり、検討が必要である。</p> </div>	<p>P . 22</p> <p>なお、条例第 13 条の「職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」という「職員の義務」は、知事、議会の議員、行政委員会の委員、監査委員及び公営企業管理者のほか、実施機関の職務上の指揮監督権に服するすべての職員、実施機関の附属機関（法律又は条例で定める審査会、審議会等）の委員にも適用されるため、職員に対する罰則規定については、<u>これらすべての職員について適用することが適当である。</u></p> <p style="text-align: right;">（下線部分が修正箇所）</p>

「中間とりまとめ」と「提言(案)」との比較

項目	中間とりまとめ	提言(案)
<p>審議会の統合</p>	<p>2 審議会の統合</p> <p>公文書公開請求及び個人情報開示請求の件数が年々増加していること、公安委員会及び警察本部長が個人情報保護条例の実施機関に加わる見込みであることから、今後、情報公開及び個人情報保護の両制度における不服申立て件数が増加していくことが予想される。</p> <p>このため、両制度の整合を図りつつ、不服申立て事案の調査審議を迅速・効率的に行う観点から、国の審査会設置法と同様に、本県においても個人情報保護審議会と公文書公開審査会とを統合することが適当である。</p> <p>《検討委員会(16.7.29)での意見》</p> <p>できるだけ情報を公開すべき立場の公文書公開審査会と個人情報の保護を図る個人情報保護審議会の委員を同じ人が兼ねて案件を処理するのは、判断の公平性の観点から問題があるのではないか。</p>	<p>修正なし。</p>